

議案第 89 号

都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区請負変更  
契約について

都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区                           |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市八幡 1 丁目 4 番～6 番地先                                    |
| 3 | 請負代金額   | 281,701,800 円   |
| 4 | 契約相手方   | 船橋市宮本 4 丁目 17 番 3 号<br>京成建設株式会社<br>代表取締役 松村 修           |
| 5 | 工 事 概 要 | 土工 一式<br>場所打 U 型擁壁工 一式<br>排水構造物工 一式<br>舗装工 一式<br>仮設工 一式 |

## 理 由

既定予算に基づく都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5－1 工区について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）第 2 条の規定により提案するものである。

## 工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者京成建設株式会社とは、平成 25 年 12 月 12 日付で締結した都市計画道路 3・4・18 号道路築造工事第 5-1 工区工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

### （工事内容の変更）

第 1 条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

### （請負代金の増額）

第 2 条 前条で定める工事内容の変更に伴い、原契約第 4 項に定める請負代金額「¥254,880,000のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥18,880,000」を¥26,821,800のうち取引にかかる消費税及び地方消費税¥1,986,800増額し、「¥281,701,800のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥20,866,800」に改める。

### （継続費に係る契約の特則の変更）

第 3 条 前条の請負代金の増額に伴い、原契約約款第 39 条第 1 項に定める請負代金の支払に係る予算年割額

「平成 27 年度 96,880,000 円」を 26,821,800 円増額し、

「平成 27 年度 123,701,800 円」に、

第 2 項 出来高予定額

「平成 27 年度 96,880,000 円」を 26,821,800 円増額し、

「平成 27 年度 123,701,800 円」に改める。

### （工期の延期）

第 4 条 原契約で定める完成日を平成 27 年 9 月 24 日まで延期する。

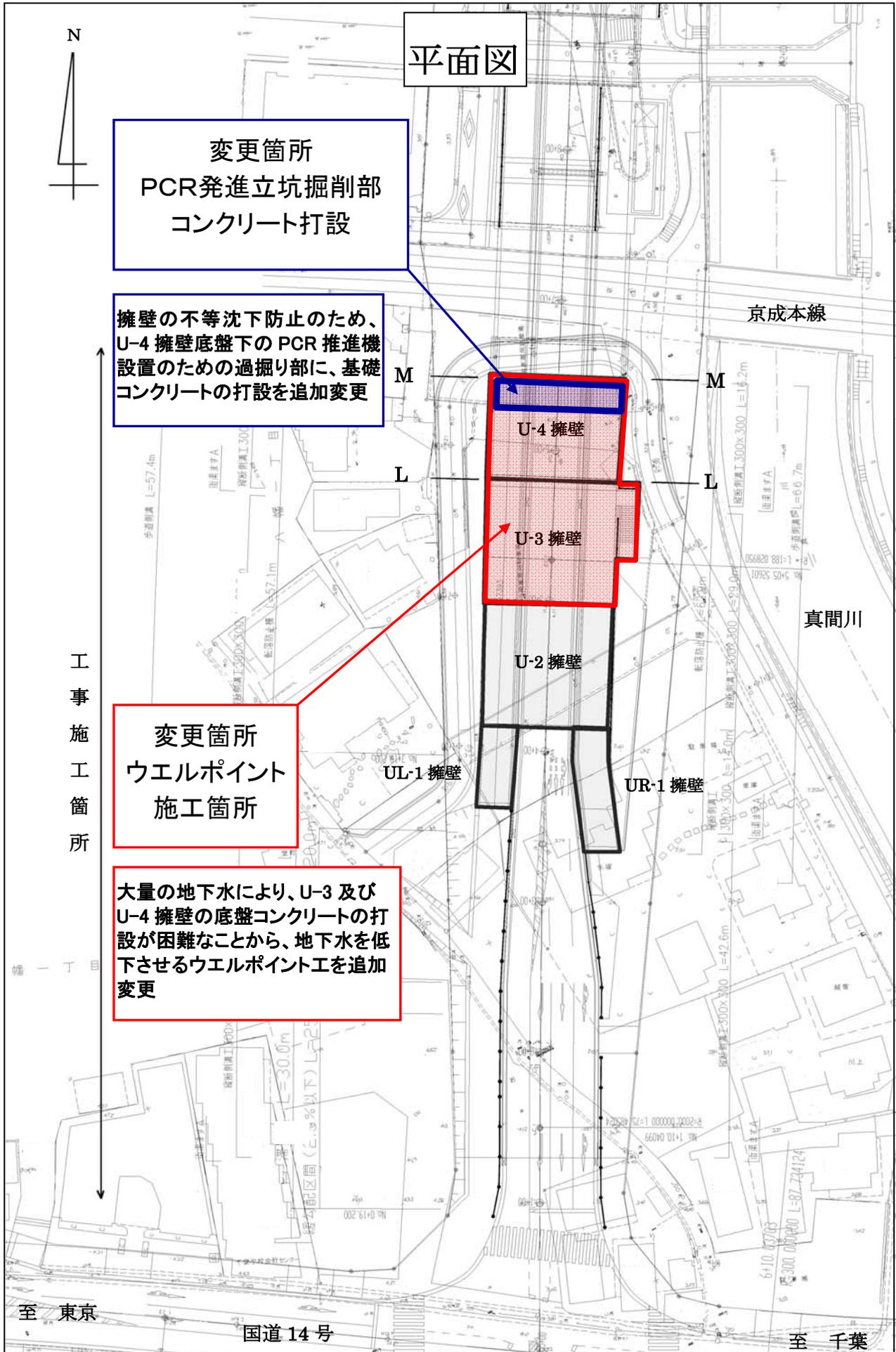
この契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年11月14日

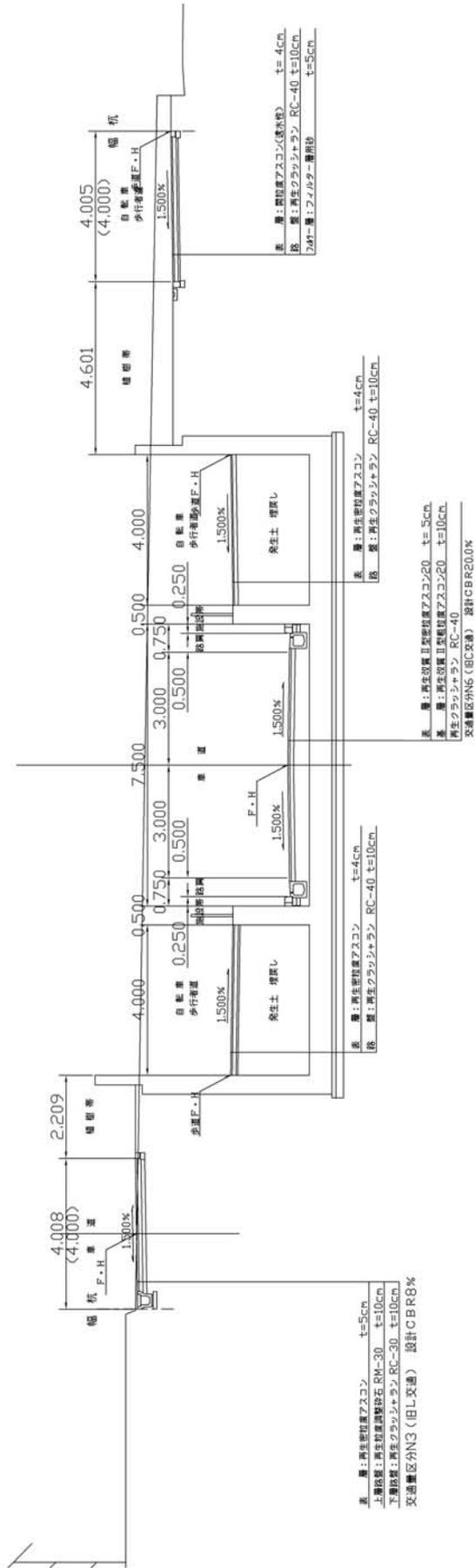
住所 市川市八幡1丁目1番1号  
発注者 市川市  
氏名 代表者 市長 大久保 博 印

住所 船橋市宮本4丁目17番3号  
受注者 京成建設株式会社  
氏名 代表取締役 松村 修 印





# 断面図 堀割部



# 断面図 交差点部

